

# 合併に係る事後開示書類

2021年9月7日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号  
株式会社オークファン  
代表取締役社長 武永 修一

当社は、2021年7月27日付で株式会社承知しました（東京都品川区上大崎二丁目13番30号）との間で締結した合併契約に基づき、同年9月7日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社承知しましたを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。本合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1 吸収合併が効力を生じた日

2021年9月7日

### 2 吸収合併消滅会社における手続の経過

#### (1) 株主の差止請求

吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、債権者に対して、2021年8月5日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3 吸収合併存続会社における手続の経過

#### (1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定による簡易合併であるため、株主の差止請

求権はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定による簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求権はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、債権者に対して、2021 年 8 月 5 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社承知しましたの全ての権利義務を承継しました。

5 吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項別紙のとおりです。

6 吸収合併の登記

2021 年 9 月 10 日（予定）

7 その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

## 合併に係る事前開示書類

2021年8月5日

東京都品川区上大崎二丁目13番30号  
株式会社承知しました  
代表取締役 平澤 建

当社は、2021年9月7日を効力発生日として、株式会社オークファン（東京都品川区上大崎二丁目13番30号）を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことにいたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項の規定により、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他同条各号に掲げる事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 記

- 1 吸収合併契約の内容  
別添のとおりです。
- 2 合併対価の相当性に関する事項  
本合併による株式その他の金銭等の交付及び割当てはありません。株式会社オークファンは、吸収合併消滅会社である当社の発行済株式の全てを所有しているため、この取扱いは相当であると考えております。
- 3 合併対価について参考となるべき事項  
2に掲げる理由により、本合併による株式その他の金銭等の交付及び割当てはありませんので、該当事項はありません。
- 4 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項  
吸収合併消滅会社である当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
- 5 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項  
株式会社オークファンは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
- 6 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- 7 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- 8 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- 9 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の株式会社オークファンの資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の同社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

よって、本合併後において、株式会社オークファンの債務につき、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別添)

## 吸収合併契約書

株式会社オークファン（以下「甲」という。）及び株式会社承知しました（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社（会社法（平成17年法律第86号）第749条第1項に規定する吸収合併存続会社をいう。）と、乙を吸収合併消滅会社（同項第1号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）として、合併する。

（金銭等の交付及び割当て等）

第2条 甲は、第1条の規定による合併（以下「本合併」という。）に際し、乙の株主に対して、金銭その他の財産の交付及び割当てを行わない。

2 甲の資本金及び資本準備金の額は、本合併によっては、変動しない。

（効力発生日）

第3条 本合併は、2021年9月7日にその効力を生ずる。

（財産の管理）

第4条 甲及び乙は、本契約の締結の日（以下「本契約締結日」という。）から前条に規定する日（以下「効力発生日」という。）までの間、善良な管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産を管理しなければならない。

（従業員の処遇）

第5条 甲は、乙が効力発生日において従業員を有するときは、その従業員を雇用する。

2 前項の規定により雇用した従業員の勤続年数その他の人事評価に関する事項は、甲及び乙が協議の上、決定する。

（契約内容の変更及び解除）

第6条 本契約締結日から効力発生日までの間において、天災その他のやむを得ない事由により、甲若しくは乙の経営若しくは財産の状況に重大な変動が生じたとき又は本合併をすることに重大な支障が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の内容を変更し、又は解除することができる。

（協議事項）

第7条 本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項については、甲及び乙は信義誠実をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため契約書を1通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、甲は原本を、乙はその写しを保有する。

2021年7月27日

(甲)

東京都品川区上大崎二丁目13番30号  
株式会社オークファン  
代表取締役 武永 修一

(乙)

東京都品川区上大崎二丁目13番30号  
株式会社承知しました  
代表取締役 平澤 建